

# 甲斐市景観計画

## 概要版



平成27年2月



### — 良好な景観形成を目指して —

本市は、自然度の高い山岳景観から人々に賑わう都市的景観まで、多様な景観が地形による階層に即して近接しており、暮らしの景の中に融合され、息づいています。

こうした本市固有の美しい景観は、治水・利水を含めた自然との関わり方を通じた暮らしや営みなど、先人の知恵と暗黙の秩序のもとに、永い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

この「美しい景観」というかけがえのない財産を、大切に守り、育て、後世に引き継ぎ、また、時代に合った新しい景観を創出することにより、良好な景観形成を目指していきます。

#### □ 計画策定の背景

景観計画は、平成16年6月に制定された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。景観への意識が高まる中で、従来の自主的な条例による景観形成から、景観法を根拠とする景観形成への転換が求められています。

本市は、平成23年7月1日に景観行政団体となり、本格的に景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みをはじめました。

#### □ 計画の目的

甲斐市景観計画は、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民の声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、土地の開発や建築物等の行為に関する一定のルール、実現に向けた取り組みなどを定め、景観に関する市民、事業者、行政などの協働の指針をつくることを目的として策定したものです。

#### □ 景観計画の区域

本市は、北部の茅ヶ岳などの山々から南部の釜無川の沖積平野部までつながる標高差のある地形構造を土台に、山岳、森林、河川などの豊かな自然景観、優れた眺望、市街地景観や田園景観、農山村景観、歴史文化的景観など、それぞれの景観が重層的に重なり合い、一体となって地域固有の景観を形成していることから、甲斐市全域を景観計画区域とします。

# 1 景観まちづくり方針

美しい景観をつくるには永い年月が必要です。悠久の時を越えて、甲斐市らしい良質な景観を将来へとつなげていくという視点から、本市の景観まちづくりは、ふるさとのかげがえのない美しい景観をもう一度見つめ直し、先人から受け継いだこの景観をみんなで守り、継承していくとともに、多くの人の交流と協働により、甲斐市らしい景観を創出していくことを「新・百年の景」と呼び、基本理念とします。

この基本理念のもと、次に示す3つの目標と今後の指針となる次の7つの景観まちづくり方針を設定します。

## □ 基本理念と目標

### 【基本理念】

## 風土と歴史を尊び、交流と協働で育む「新・百年の景」

### 【目 標】

- 甲斐市の歴史や風土に根ざした景観まちづくり
- おもてなしを感じさせ、地域の活力を生み出す元気な景観まちづくり
- 多くの知恵と創意を結集し、みんなで育てる協働の景観まちづくり

## □ 景観まちづくりの基本方針

(1) 優れた眺望景観を守り、生かす

- 1) 富士山の眺望やパノラマ景観を守ります
- 2) 良好な眺望場所の魅力を高めます
- 3) 優れた眺望を生かした景観まちづくりを進めます

(2) 水とつながる歴史文化的景観を守り、生かす

- 1) 信玄堤周辺の魅力を高めます
- 2) 水とつながる歴史文化的景観を顕在化し、景観まちづくりに生かします

(3) 歴史を伝える景観を守り、生かす

- 1) 歴史的なまちなみ景観を守り、生かします
- 2) 遺跡・史跡・社寺の景観を守り、生かします
- 3) 古道を景観まちづくりに生かします
- 4) 身近な歴史的景観資源を顕在化し、景観まちづくりに生かします

(4) 自然景観と山懐の里山景観を守り、生かす

- 1) 特徴的な自然景観や景勝地の景観を守ります
- 2) 特色ある山間の農山村景観を守り、生かします
- 3) 生き物の生息環境を守ります
- 4) 自然や里山を楽しむルートや場をつくります

(5) 棚田や農の景観を継承し、生かす

- 1) 棚田の景観を守り、生かします
- 2) 特色ある農の景観を守り、生かします
- 3) 都市住民との交流を深め、元気な農の景観を取り戻します

(6) おもてなしを感じさせる景観をつくる

- 1) 甲斐市の顔となるシンボル景観をつくります
- 2) 魅力ある「ふるさと景観回廊」をつくります
- 3) 景観の魅力を生かした観光交流を進めます
- 4) 花と緑の景観まちづくりを進めます
- 5) 祭りやイベントを活性化し、魅力ある賑わい景観をつくります

(7) 親しみのもてる暮らしの景観を育てる

- 1) 都市景観と田園景観の調和を図ります
- 2) 地域の個性を尊重しながらも調和のとれたまちなみ景観を育てます
- 3) 身近な景観資源を守り、生かします
- 4) 公共施設の景観の向上を図ります
- 5) 景観まちづくりを通じて地域のコミュニティを育みます

## 2 良好な景観形成のための行為の制限

### 1 建築物等の行為制限に関する基本的方針

#### (1) 景観計画に基づく行為制限の考え方

豊かな自然景観や優れた眺望景観を維持保全し、甲斐市らしい良好な景観を図っていくため、土地の開発や建築物等の行為に関して一定のルールを定め、豊かな自然景観と活力ある都市景観が調和した、秩序ある景観の誘導を図ることが必要です。

そのため、本計画では市全域を4つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

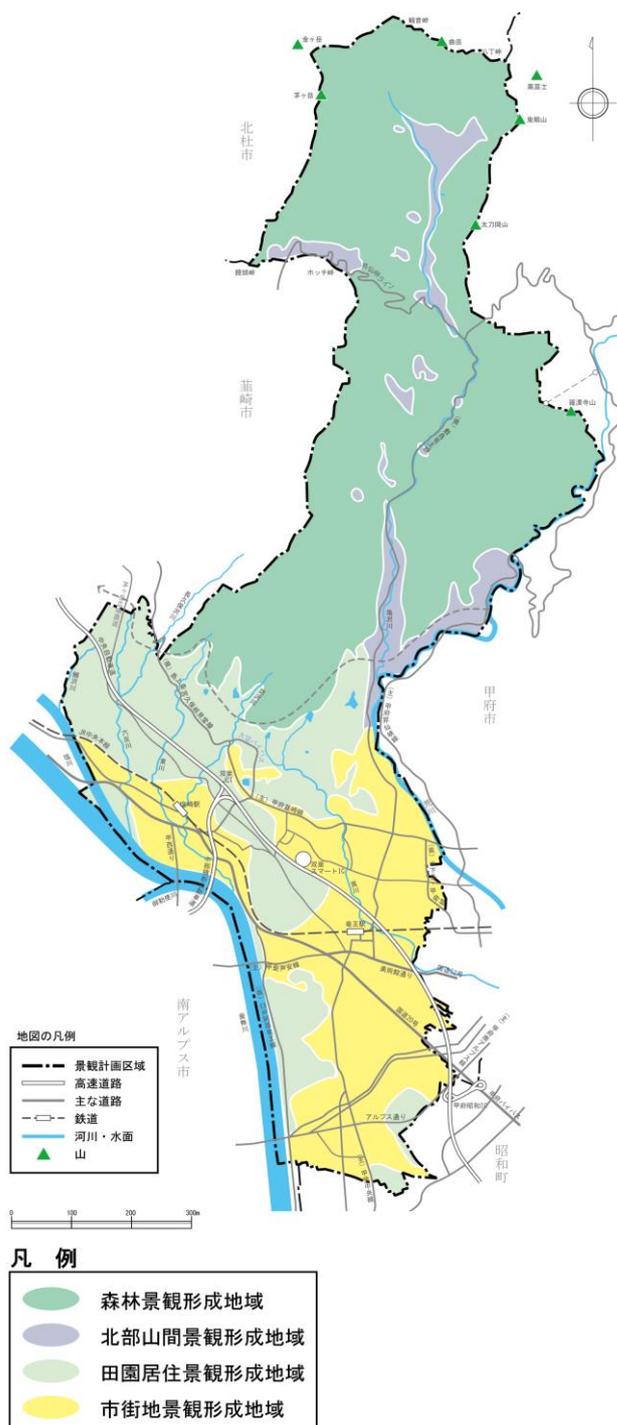
#### (2) 景観計画で定める事項

##### □ 景観形成地域の区分

景観的な同質性や今後の適切かつ効果的な景観コントロールの運用を考慮し、次の4つの景観形成地域を設定します。

##### ■ 景観形成地域

地域の特徴	地域の特徴
森林 景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市北部の茅ヶ岳、曲岳、太刀岡山、羅漢寺山から山麓に広がる山と森林の地域</li> <li>本市の景観の骨格を形成する重要な要素および資源として、山々からの眺望景観、森林景観の維持保全が求められている地域</li> </ul>
北部山間 景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市北部の亀沢川や荒川沿い谷筋の大小の集落地や山間に点在する小さな農山村集落地域</li> <li>特徴的な農山村景観が展開しており、棚田の保全をはじめ、棚田と集落地、里山が一体となった農山村景観の維持保全が求められている地域</li> </ul>
田園居住 景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅ヶ岳山麓や赤坂台地周辺、釜無川沿いの低地部に広がる農業集落地域</li> <li>古い集落地と新しい住宅地、農地が混在した景観</li> <li>都市と農地が共存しており、農の景観の維持保全と計画的な土地利用の誘導、農の景観と調和した良好なまちなみ景観の誘導が求められている地域</li> </ul>
市街地 景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市南部の低地部や台地部に広がる既存の市街地</li> <li>竜王駅周辺をはじめ、主要な公共施設が集積する市役所庁舎周辺などの生活の拠点となっているところや、賑わいのある沿道商業地、工業地、多様な住宅地など、特色ある市街地景観</li> <li>市民の大部分が生活しており、暮らしに密着した快適な生活景を中心とする良好な景観形成が求められている地域</li> </ul>



## □ 行為の制限事項（届出対象行為と景観形成基準）

4つの「景観形成地域」ごとに、それぞれ「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

### ■ 景観計画に定める行為の制限事項

#### ●届出対象行為

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

#### ●景観形成基準

建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項を「景観形成基準」として定めます。

## □ 地域別行為制限の基本的な考え方

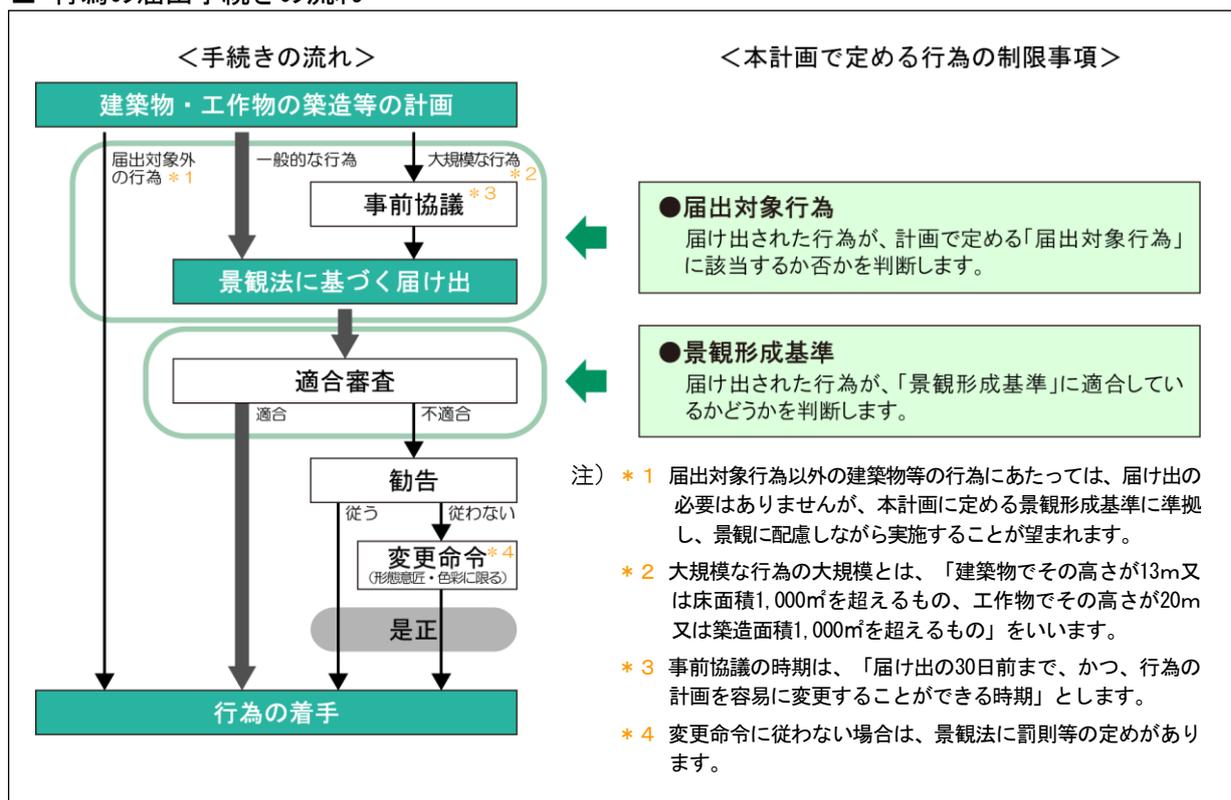
森林景観形成地域	……… 建築物や工作物、開発や地形改変などの行為は抑制に努め、やむを得ず行う場合は、計画に定める基準に基づくものとします。
北部山間景観形成地域	… 棚田と集落地、里山が一体となった特色ある農山村の景観を損なわないよう、計画に定める基準に基づくものとします。
田園居住景観形成地域	… 良好な眺望景観や特色のある農の景観を損なわないよう、計画に定める基準に基づくものとします。
市街地景観形成地域	……… 市街地の特性に応じた秩序あるまちなみ景観を形成するため、計画に定める基準に基づくものとします。

## □ 届出手続きに関する事項

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合には、あらかじめ市に届け出を行い、市が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受ける必要があります。また、大規模な行為については、届け出の前に市と事前協議を行う必要があります。

市は、届け出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合して、助言や指導を行います。また、不適合と判断した行為については、計画の是正の勧告を行い、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は、変更命令を行うこととなります。

### ■ 行為の届出手続きの流れ



## 2 景観形成地域ごとの行為の制限事項

景観計画区域内において届け出を出す必要がある行為（届出対象行為）は、次に示すとおりです。

これらの行為を行う場合は、行為に着手する日の **30 日前まで** に市に届け出が必要となります。また、建築物に関する景観形成基準は、6ページ、7ページに示すとおりです。

### ■ 地域別届出対象行為一覧

行為の種類		森林 景観形成地域	北部山間 景観形成 地域	田園居住 景観形成 地域	市街地 景観形成地域	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの			高さ 13m又は行為部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの			高さ 13m又は床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 1.5mを超えるもの	高さ 2mを超えるもの		
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの			
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 5mを超えるもの	高さ 10mを超えるもの	高さ 13mを超えるもの	
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 5m又は築造面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの			高さ 13m又は築造面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの
		太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ 5m又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの			
開発行為等	土地の形質の変更	行為面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの		
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの		
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 1.5m又は面積 100 m <sup>2</sup> を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	高さ 2m又は面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	高さ 3m又は面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの		
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの			

■ 景観形成基準抜粋（建築物に関する景観形成基準）

項目	森林景観形成地域	北部山間景観形成地域	田園居住景観形成地域	市街地景観形成地域										
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲から極力目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望や森林景観を阻害しないよう努める。</li> <li>○自然の地形を生かし、土地の改変を避けるとともに、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農山村集落の趣と優れた眺望景観を損なわないよう配置に留意する。</li> <li>○集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の優れた眺望景観を損なわないよう配置に留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地から見える山々の眺望を妨げないよう配置に留意する。</li> <li>○住宅地や商業地など、周辺の連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退すること。</li> <li>○敷地内に大木や古木、良好な樹林地、水辺などがある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</li> </ul>													
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。</li> <li>○周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えない規模とし、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等の高さは15m以下とする。</li> <li>○個々の建築物等の規模はコンパクトに抑え、農山村集落の趣と良好な眺望景観を阻害しないように配慮する。</li> <li>○農山村集落の景観から著しく突出した印象を与えないよう、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の建築物等の規模はコンパクトに抑え、良好な眺望景観を阻害しないように配慮する。</li> <li>○周辺の田園集落景観と比べて著しく突出した印象を与えないよう、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等の高さは20m以下とする。</li> <li>○個々の建築物等の規模はコンパクトに抑え、大規模となる場合は建物を分節化するなど、圧迫感を軽減するよう工夫する。</li> <li>○周辺のまちなみ景観と比べて著しく突出した印象を与えないよう、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</li> </ul>										
	形態・外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁は、周辺の自然景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。</li> <li>○屋根は、周辺の自然景観を損なわないよう、勾配屋根とするなど、統一感のある形状、素材、色彩を工夫する。</li> <li>○神社、寺院、史跡などの歴史資源や良好な自然景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、材料、色彩に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁は、集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観、趣のある農山村集落の景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。</li> <li>○屋根は、趣のある農山村集落の景観を損なわないよう、勾配屋根とするなど、統一感のある形状、素材、色彩を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁は、周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺の田園集落景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。</li> <li>○屋根は、周辺の田園集落景観と調和するよう、勾配屋根とするなど、統一感のある形状、素材、色彩を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁は、周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺のまちなみ景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。</li> <li>○屋根は、周辺のまちなみ景観と調和するよう、形状、素材、色彩を工夫する。</li> </ul>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>○神社、寺院、史跡などの歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、材料、色彩に配慮する。</li> </ul>														
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や農山村集落の景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色の色彩を除く。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	YR（橙）系	5以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然や田園集落地景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表（左欄と同じ）の通りとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色の色彩を除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁及び屋根は、低彩度で、落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山々の緑を引き立て、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする。</li> </ul>
	色相	彩度												
YR（橙）系	5以下													
R（赤）、Y（黄）系	3以下													
上記以外	2以下													
無彩色	—													
<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用する色数は、少なくなるよう努める。</li> <li>○アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑える。</li> </ul>														
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁・屋根及び外構には、周辺の自然景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁・屋根及び外構には、周辺の自然景観や農山村集落の景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁・屋根及び外構には、周辺の自然景観や田園集落地景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁・屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鏡面などの反射光の強い素材は、用いないよう努める。</li> </ul>													

項目	森林景観形成地域	北部山間景観形成地域	田園居住景観形成地域	市街地景観形成地域
屋外照明	○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。	○集落地において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。		○駅前や商業地などにおいては、適度な屋外照明やライトアップなど賑わいある夜間景観の演出に努める。 ○住宅地において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○商業地の看板などの照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。
	○光源で動きのあるものは、原則として避ける。			
緑化	○敷地内、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ○使用する樹種については、周辺の自然植生に配慮するとともに、森林景観や自然景観と調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。	○敷地内においては、敷地内の緑化に努めるものとし、集落地のうるおいを高めるよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ○使用する樹種については、周辺の森林や里山、樹林などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。	○使用する樹種については、周辺の田園や樹林、緑地などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。	○住宅地においては、敷地内の緑化に努めるものとし、まちなりのうるおいを高めるよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。商業地においては、プランターや花壇の設置など、緑化の方法を工夫する。 ○使用する樹種については、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。 ○大規模な商業施設や工場などの規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感・圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。
	○規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感・圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。			
その他	○敷地内の既存樹木は、保存もしくは移植し、修景に生かす。 ○施設の緑化は、甲斐市緑のまちづくり条例に準拠するものとする。			○屋外駐車場は、出入口を限定し、周囲を生け垣で囲うなど、景観的な配慮をする。
	○屋外駐車場は、出入口を限定し、周囲を生け垣で囲うなど、景観的な配慮をする。			○屋外駐車場は、出入口を限定し、デザインは沿道の景観に配慮すること、また、周囲を生け垣で囲うなど、景観的な配慮をする。
	○ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。 ○自動販売機は、設置を控えるものとし、設置する場合は周辺の自然景観を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。	○自動販売機は、設置を控えるものとし、設置する場合は周辺の自然景観や農山村集落の趣を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。	○自動販売機は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。	

※建築物以外の工作物、開発行為等についての景観形成基準をお知りになりたい方は、甲斐市ホームページをご覧ください。か、甲斐市都市計画課までお問い合わせ下さい。

### 3 良好な景観資源等の質的向上に向けて

本市の景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、その質的向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。

- 景観法で定めるもの：
- 景観重要公共施設に関する事項
  - 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項
  - 屋外広告物等の表示・設置等に関する事項
  - 農の景観の保全に関する事項
- 甲斐市で定めるもの：
- 文化的景観の保全・活用に関する事項
  - 眺望景観の保全・活用に関する事項

## 4 景観まちづくりの推進に向けて

### 1 景観まちづくりの推進に向けた施策

甲斐市景観計画による景観まちづくりは、次の方針に従って施策を推進していきます。

- (1) 景観に対する市民意識を高める
- (2) 市民の自発的な景観まちづくりを促進する
- (3) 景観形成に関わる体制や仕組みを充実する

### 2 先導的な景観まちづくりの推進

#### (1) 「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

甲斐市景観計画では、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき区域として、11か所の「景観形成推進ゾーン」を選定しました。この推進ゾーンは、今後、地域の要請や状況の変化などにより、順次、追加していくものとします。

##### ■ 選定した景観形成推進ゾーン

- ①長潭橋周辺推進ゾーン ②棚田周辺推進ゾーン（睦沢・吉沢） ③敷島梅の里周辺推進ゾーン
- ④敷島総合文化会館周辺推進ゾーン ⑤響が丘周辺推進ゾーン ⑥塩崎駅周辺推進ゾーン
- ⑦下今井・志田周辺推進ゾーン ⑧信玄堤周辺推進ゾーン ⑨竜王駅周辺推進ゾーン
- ⑩甲斐市役所周辺推進ゾーン ⑪アルプス通り周辺推進ゾーン

#### (2) 景観まちづくり市民プロジェクトの促進

甲斐市景観計画の策定にあたっては、「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」から提案された「景観まちづくり市民プラン」のなかで、今後の景観まちづくりを牽引していくため、市民が主体となって取り組むべき、次の3つの「市民プロジェクト」が提案されています。

本市では、こうした市民提案を基に、実現に向けた支援の取り組みを進めていきます。

- 市民プロジェクトー1：重ね図からはじめるフットパスプロジェクト
- 市民プロジェクトー2：棚田里山の保全・活用プロジェクト
- 市民プロジェクトー3：100年後のわがまちを！景観学校プロジェクト

### 3 景観まちづくりの推進体制

甲斐市の景観まちづくりは、市民、事業者、来訪者、行政など、多様な人々による協働を基本とし、市民・事業者においては、景観まちづくり住民組織の設置、景観形成活動団体の認定、景観協議会の設置などに取り組み、行政側では、庁内協議組織の設置や景観審議会の充実などで協働体制を確立し、適切な役割分担と協力により、景観まちづくりの推進を図ります。



景観まちづくり市民懇談会

